

同盟本部の懸望を得て交渉せし處之亦誠意なく到底解決の見込
立たず茲に己志を得ず我等生計權擁護の爲敢然立つて抗争せんと
するものがある

決議

我等は全従業員の總意に依り左記要求條項は如何なる彈壓と迫
害有るも之が貫徹の爲一致團結以テ徹底的の闘争を期す。

要求條項

- 一 給料を二割値上し
- 一 残業手当一步増し支給し
- 一 九時以後残業時間に對し二時間分支給し
- 一 出張手当二分加算し
- 一 年一回定期昇給をきめ
- 一 臨時出勤は三歩増し
- 一 満十大歳以下の見習工の強制的残業を止め
- 一 毎朝五夜九時迄残業場合は夜食を支給し
- 一 作業服は年一回支給し
- 一 夜警所には警備を兼ぎ暖房装置をし
- 一 全工場に工員を完備し
- 一 食堂を設置し
- 一 脱衣場を設置し
- 一 洗面場を設置し
- 一 雨具を用意し
- 一 毎晩入浴させた
- 一 衛生設備を完全にし

齊藤鐵工所 争議本部
品川區南品川三丁目一八七

(別記)

歎願書

- 一 給料二割シニ割上ラレタシ
- 一 残業九時マデ一人四分ノ處一人五分ヲ支給セラレタシ
- 一 九時以後の残業ニ對シテハ二時間ニ就キ一分増支給セ
ラレタシ
- 一 出張手当日給ノ二割加算セラレタシ
(但シ工場出發ヨリ帰宅マデノ時間ヲ加算セラレタシ
猶諸経費一月ニ對シ一日分支給セラレタシ)
- 一 皆勤賞與一月ニ對シ一日分支給セラレタシ
- 一 年一回定期昇給セラレタシ
- 一 臨時出勤ノ場合ハ三割増支給セラレタシ
- 一 満十大歳以下ノ見習工ノ強制的残業ヲ爲サル事